

悪臭防止法による地域の指定及び規制基準

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で、当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるもの。

排出口における規制基準

区域の区分	規制基準
第1種区域	$q_t = 275 \times H_o^2$
第2種区域	$q_t = 436 \times H_o^2$
第3種区域	$q_t = 549 \times H_o^2$
この式において、 q_t 及び H_o は、それぞれ次の値を表すものとする。	
q_t 排出ガスの臭気排出強度（単位：温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分） H_o 排出口の実高さ（単位：メートル）	

排出口の口径が0.6メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 31
第2種区域	臭気指数 33
第3種区域	臭気指数 35

排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 25
第2種区域	臭気指数 27
第3種区域	臭気指数 30

排出口の口径が0.9メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第1種区域	臭気指数 22
第2種区域	臭気指数 24
第3種区域	臭気指数 27